

令和7年秋の全国交通安全運動実施細目

関東運輸局東京運輸支局

1 期 間

- ・ 令和7年9月21日(日)～令和7年9月30日(火)
- ・ 交通事故死ゼロを目指す日 令和7年9月30日(火)

2 実施項目

1. 自動車運送事業者の交通安全運動の推進

自動車運送事業者に対し、運送事業の運営を適正かつ合理的に行い、運送利用者の安全性及び利便性の向上を図るとともに、他の交通の安全を確保するよう本運動に積極的・効果的に取り組むことを周知徹底する。

2. 事業用自動車等の安全運行の確保

- (1) 平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、この種の事故の再発防止のため、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において同年6月3日にとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項に基づき、着実な安全対策を実施する。
- (2) 自動車運送事業者に対し、運輸安全マネジメントを徹底し、輸送の安全が最優先であるという意識を内部に浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図るとともに、運行管理者の位置付けを明確にし、地位向上を図り輸送の安全に万全を期すること。
- (3) 事業用自動車の安全運行の徹底を図るため、自動車運送事業者団体を通じて、自動車運送事業者、運行管理者に対し、次の事項に重点を置いた取組を推進するよう指導する。
 - ① シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしておくことはもとより、安全確保のため、車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に着用状況を目視等により確認すること。
 - ② 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(平成26年4月18日改訂)に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等を把握し、健康状態に異常が認められた場合には運転者を交替させる等、適切な運行管理を徹底するとともに、乗務中における運行中止の判断目安を作成し、運転者の体調が悪化した場合、即座に運転を中止するよう指導すること。
 - ③ 過労運転や睡眠不足による事故を防止するため、これら生理的要因が交通事故を引き起こす恐れがあることを運転者に理解させるとともに、日々の点呼における疲労、睡眠不足の状態の確認や、適切な運行指示書の作成などの運行管理を徹底すること。
 - ④ 乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないよう、また、横断歩道において周囲の状況に応じて一時停止または徐行するなど、歩行者を優先するよう徹底すること。

- ⑤ 運転者に対し、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底すること。また、適性診断の結果も活用するなどして、運転者に対し「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導すること。さらに、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図ること。
- ⑥ 子供、高齢者、障害者等に配慮し、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図ること。
- ⑦ 飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実に行うなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図ること。
なお、「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」(令和6年3月作成)に基づき、運転者の飲酒傾向を把握し、適切に対応すること。
- ⑧ 覚せい剤や危険ドラッグ等薬物の使用防止の指導・啓発を徹底すること。
- ⑨ 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯(上向き)とすれ違い用前照灯(下向き)の小まめな切替えを励行すること。
- ⑩ 車高、視野、死角、内輪差、制動距離等各自動車の構造上の特性を把握し、安全確保を徹底するよう指導すること。
- ⑪ 進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置(後退警報装置、左折警報装置など)を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導すること。
- ⑫ 乗合バスにおいては、車内事故の発生が多いことを踏まえ、停車・発車時における利用者の動向等の安全確認及び急ブレーキが必要とならない運転を運転者に徹底するとともに、利用者に対する車内アナウンスの実施等を確実にを行い、走行中に席を移動しない、扉が開くまで席を立たないことを注意喚起すること。
- ⑬ 乗合バスにおいては、乗降口の扉を解放したまま発車する事案が発生していることから、運転者に対し、発車時における扉の開閉状態の確認及び乗降口付近の利用者の確認等が、確実に実施されるよう指導を徹底すること。また、日常点検等において、乗降口の扉及び扉の開放防止装置の異常の有無、作動状況等について、確実に点検すること。
- ⑭ タクシーにおいては、路上横臥者の轢過事故を防止するため、走行用前照灯(上向き)を適切に使用すること。また交差点内での出会い頭事故や夜間の事故発生が多いことを踏まえ、一時停止すべき場所での確実な停止を徹底する等、その防止対策を推進すること。
- ⑮ トラックにおいては、追突事故の発生が多いことから、車間距離確保と制限速度遵守、衝突被害軽減ブレーキ等の予防安全装置の運行中作動等、その防止対策を推進すること。また、運転者の疲労状態を把握し、適切な運行管理を徹底するとともに、乗務中は運転に集中するよう指導すること。
- ⑯ 事業用自動車事故調査委員会の調査報告書に提言されている再発防止策を推進すること。

- (4) 重大事故及び酒酔い・酒気帯び運転等悪質な法令違反を引き起こした自動車運送事業者等に対し重点的に監査を実施するとともに、遵守事項の違反があった場合には厳格な行政処分を実施する等により、自動車運送事業者における法令遵守の徹底を図る。
- (5) 自動車運送事業の利用者の安全に関する意識の醸成・高揚を図る観点から、安全対策が確保された優良事業者の選定に資するよう、自動車運送事業者の安全に関する情報の積極的かつ分かりやすい提供に努める。
- (6) 自家用有償旅客運送についての安全の確保及び利用者の信頼確保に万全を期するため、自家用有償旅客運送者に対し、輸送の安全確保のための必要な運行管理体制や運転者の要件等について、あらゆる機会をとらえた周知に努める。

3. 車両の安全対策の推進

- (1) より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発のため、自動車販売関係団体、自家用自動車関係団体等を通じ、また、あらゆる機会を活用して、自動車アセスメントによる車種別安全性能(衝突安全性能及び予防安全性能等)の比較情報や衝突被害軽減ブレーキの性能認定制度の認定結果の提供等により、高齢者をはじめとするユーザーに対し、衝突被害軽減ブレーキ等を備えた安全運転サポート車などの高齢運転者の安全運転にも資する自動車及び安全装置の普及促進を図るとともに、その正しい使い方の啓発を行う。
- (2) 自動車運送事業者団体、自動車整備事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じ、自動車運送事業者、整備事業者、レンタカー事業者、整備管理者、自家用自動車使用者等に対し、次の事項に重点を置いて、適切に点検整備されていない車両及び不正改造車の排除と車両の安全確保の徹底について、「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」等との連携を図り効果が上がる取組がなされるよう、指導・啓発する。また、点検整備にあたって必要となる情報の提供について自動車製作者等を指導する。
 - ① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施
 - ② 不正改造の禁止
 - ③ ヘッドライトの適切な整備・調整
- (3) 自動車技術総合機構、警察等との密接な連携により、不正改造車等が集結する場所等において街頭検査を効果的に実施し、無車検・無保険車両、適切に点検整備されていない車両(衝突事故につながる摩耗タイヤの装着等)、及び不正改造車(違法マフラーの装着、不適切な着色フィルムの貼付や装飾板の装着、速度抑制装置の解除・取外し、突入防止装置の取外し、過積載等を助長するさし枠の取付け、シートベルト警報装置を解除する用品の取付け等)の発見・排除に努める。

また、自動車運送事業者、整備事業者、レンタカー事業者、整備管理者、自家用自動車使用者等に対し、ホイール・ナット脱落等による車輪脱落事故や、車両火災事故、スペアタイヤ落下による事故等を防止するための点検整備等の対策の確実な励行について指導を行う。
- (4) リコールに関する一般ユーザーからの不具合情報を円滑に入手できるよう、自動車不具合情報ホットラインの周知に努める。

4. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車運送事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じ、次の事項に重点をおいて、全ての座席での正しい方法によるシートベルトの着用又はチャイルドシートの使用の徹底について指導・啓発する。

- (1) トラック事業者、タクシー・ハイヤー事業者及びバス事業者に対しては、乗務員に対する適正なシートベルトの着用の徹底を指導する。

- (2) 乗客の安全を図るため、タクシー・ハイヤー事業者及び貸切バス等のバス(路線バス等でシートベルトを備えていないバスを除く)を運行する事業者に対しては、次の事項を実施するよう指導する。

- ① 運行前に、シートベルト及び座席の不具合の有無を点検すること
- ② シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
- ③ 乗客にシートベルトの着用を促すこと
- ④ 乗客のシートベルトの着用状況を発車前に点検すること
- ⑤ タクシー・ハイヤー事業者は、シートベルト着用のステッカーを作成し、車内に貼付すること
- ⑥ 高速自動車国道等を走行する貸切バス等のバスにおいては、リーフレットを座席ポケットに備え付けるなどして、あらゆる機会を捉え、シートベルトの着用について乗客への注意喚起を行うこと

5. 事業用自動車の事故等の情報の提供

- (1) 事業用自動車による重大事故の発生状況(事故速報に基づくもの)、事業用自動車に係る各種安全対策等について、ホームページ等での情報提供やメールマガジン「事業用自動車安全通信」の活用を周知することにより、自動車運送事業関係者等の安全意識の高揚を図る。

6. 広報活動の推進

関係団体等を通じ、本年9月30日(火)が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意しつつ、次の広報活動を展開する。

- (1) 交通安全意識の高揚を図るため、横断幕、ホームページ等による広報活動や路側放送等を活用した交通安全の呼びかけ等を行うとともに、マスメディアに対し、交通安全運動に関する情報の提供等の積極的な働きかけを行う。
- (2) 一般道路利用者が多く集まる道の駅、サービスエリア、パーキングエリアや、庁舎ロビー等の施設を活用して、関係機関との連携の下に、交通安全に関する広報啓発活動を積極的に実施する。
- (3) 乗合バス等の車内放送を通じ、また、車両、停留所、事業所、運輸支局等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、関係者はリボン等を着用し、本運動の趣旨を一般に周知する。
- (4) 関係団体の広報誌やポスター掲示等を通じ、また、事業用自動車の運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨及び下記に掲げる広報事項を周知する。
 - ① 歩行者及び自転車利用者(特に子供と高齢者)の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮
 - ② 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ③ より安全な自動車及び安全装備の普及促進とその正しい使い方の啓発
 - ④ 自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性
 - ⑤ 飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底
 - ⑥ 「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
 - ⑦ 不正改造の禁止・不正改造車の排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進
 - ⑧ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行